

標準開示フォーマット(任意団体用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■ 団体名称	<input type="text" value="宮崎映画祭実行委員会"/>
■ 主たる事業所の所在地	<input type="text" value="宮崎県宮崎市"/>
■ 従たる事務所の所在地	<input type="text" value="無し"/>
■ 代表者氏名	<input type="text" value="臼井 省司"/>
■ 設立登記年月日	<input type="text" value="1995年"/>
■ 団体の目的	<input type="text" value="定款無し"/>
■ 事業活動の概要 (400字以内)	<input type="text"/>

■ 公開用電話番号

■ ファックス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 閲覧書類の添付 定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度(直近の決算)

平成 23 年度(平成 23 年 4月 1日～平成 24年 3月 31日)

■ 損益計算書(収支計算書)

	事業	事業	合計
経常収益計			4108508
入場料収入	1726200		1726200
会費収入	33000		33000
パンフレット広告	415000		415000
宮崎市補助	1,418,000		1418000
芸術文化振興基金	400,000		400000
会員寄付等	6,361		6361
パンフレット、書籍等売り上	109,947		109947
			0
			0
経常費用計			4108508
事業費合計	3761649		3761649
管理費合計	346859		346859
当期経常増減額			0

■ 貸借対照表

平成 年 月 日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	
2. 固定資産	
資産合計	0

II 負債の部	
1. 流動負債	
2. 固定負債	
負債合計	0
III 正味財産の部	
正味財産合計	0
負債及び正味財産合計	0

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

公益法人会計基準

なし

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

その他

(その会計基準名) →

宮崎映画祭実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、宮崎映画祭実行委員会 という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を宮崎市橘通東3丁目1番11号に置く。

(目的)

第3条 この会は、年1回の宮崎映画祭の開催を通して、地元の方々に映画を身近に楽しんでもらう機会を作るとともに、将来的な宮崎での映画製作の誘致・協力を努め、宮崎における映画文化の振興を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入会及び会費)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を実行委員長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

2 役員会は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

3 実行委員長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は、月500円の会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 定められた期間内に会費を納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届を実行委員長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この会の会則等に違反したとき。

(2) この会の名誉を毀損し、又はこの会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う役員会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(役員の種類及び定数)

第10条 この会に、次の役員を置く。

(1) 実行委員長 1人

- (2) 副実行委員長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(選任)

第11条 役員は、総会において会員（団体にあつてはその代表者）のうちから選任する。

(職務)

第12条 実行委員長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、業務を処理するとともに、実行委員長に事故があるとき又は実行委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局の業務を統括する。
- 4 会計は、この会の会計に関する業務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の実務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 役員の実務執行の状況又はこの会の財産の状況について、役員に意見を述べ、もしくは役員会の召集を請求すること。

(任期)

第13条 役員の実務執行の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 役員のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義無違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う役員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(総会の種別及び構成)

第16条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の召集)

第19条 総会は、実行委員長が召集する。

2 実行委員長は、前条第2項第1号及び第2号の規程による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するには、会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第19条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の3分の2以上の同意があった場合には、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した会員は、第21条および前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した会員のうちからその総会において選任された2名以上の

議事録署名人が署名押印しなければならない。

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、運営に関する事項

(役員会の開催)

第27条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 実行委員長が必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の3分の1以上から役員会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第12条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(役員会の召集)

第28条 役員会は、実行委員長が召集する。

- 2 実行委員長は、前条第2号又は第3号の規程による請求があったときは、その日から起算して14日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を召集するには、役員に対し、役員会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に召集の必要がある時は、役員の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、原則として実行委員長があたる。ただし、実行委員長が指名した場合は、その者があたる。

(役員会の定足数)

第30条 役員会は、役員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(役員会の議決)

第31条 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 役員会における議決事項は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席役員の2分の1以上の同意があった場合には、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する役員は、当該事項の議決に加わることができない。

(役員会の書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した役員は、第30条および前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の数
- (3) 役員会に出席した役員の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した役員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第34条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 この会の資産は、実行委員長が管理し、その管理方法は、実行委員長が役員会の議決を得て、別に定める。

(会計の原則)

第36条 この会の会計は、商法に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第37条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、実行委員長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、役員会の議決を得て行うことができる。この場合において実行委員長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算など)

第38条 この会の事業報告書、及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業終了後、速やかに、実行委員長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第39条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第40条 この会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第41条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

2 前項第1号の事由により解散するときは、会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
(事務局)

第42条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、実行委員長が役員会の議決を得て別に定める。

4 事務局長は、月1回定例会を開催し、検討事項を会員に諮る。

(雑則)

第43条 この会則の施行についての必要な事項は、実行委員長が役員会の議決を得て別に定める。

附則

1 この会則は、平成14年4月1日から施行する。

第17回宮崎映画祭実施報告書

下記のとおり、第17回宮崎映画祭を実施しましたので、ご報告いたします。

記

1. 日時、会場

平成23年7月 2日(土)~8日(金) 宮崎キネマ館

平成23年7月 9日(土) オルブライトホール

2. 入場料金

一般前売り券 1000円(当日1300円)

子ども券 500円(当日のみ販売)

シニア券 1000円(当日のみ販売)

フリー券 3000円(限定)

3. 主催：宮崎映画祭実行委員会

4. 協賛：宮崎市

5. 運営協力：特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

6. 協力：宮崎県興行協会 宮崎県聴覚障害者協会 宮崎県視覚障害者福祉協会 宮崎手話サークル”いもっこ” 視覚障害者センター点訳・音訳友の会(音訳の部) 宮崎要約筆記サークル「ゆうゆう」 シネマ1987 宮崎フィルム・コミッション みやざき市ロケ応援隊 Domanなかモール委員会

7. 後援：宮崎県 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 宮崎市社会福祉協議会 宮崎市教育委員会 社会福祉法人宮崎県共同募金会 特定非営利活動法人宮崎県ボランティア協会 宮崎市ボランティア協会 (財)みやざき観光コンベンション協会 NHK宮崎放送局 MR T宮崎放送 UMKテレビ宮崎 エフエム宮崎 MCN宮崎ケーブルテレビ 宮崎サンシャインエフエム 宮崎日日新聞社 朝日新聞社 毎日新聞社 読売新聞西部本社 西日本新聞社 (有)鉾脈社 月刊パームス

8. 活動状況

- ・ 毎週月曜日午後8時00分から10時まで、宮崎市民プラザ3F 市民活動支援センターにて定例会を開催。
- ・ その他、新聞、雑誌、TV、ラジオなどのメディア、および街頭でのPR活動、インターネット(ホームページ、メールマガジン)を通して映画祭告知を行う。

9. 告知活動

- ◎月刊情報タウン宮崎4月号にて『第17回宮崎映画祭』ボランティア募集 記事掲載
- ◎朝日新聞にてイベント告知掲載
- ◎MCN宮崎ケーブルテレビ『デリストネクスト』にて告知出演
- ◎宮崎日日新聞にてイベント告知掲載
- ◎毎日新聞にてイベント告知掲載
- ◎月間情報タウン宮崎7月にてイベント告知特集掲載
- ◎FM宮崎『ハイブリットモーニング』にてイベント告知
- ◎サンシャインFMにてイベント告知出演

◎サンシャインFMで6月27日～7月1日にわたってイベント告知出演

◎UMKテレビ宮崎『じゃが天』にてイベント告知出演

◎ムービーウォーカーwebにてイベント告知

◎宮崎日日新聞 web 映画祭

◎タウン宮崎8月号にて映画祭追記

10. 講演者

入江悠 (『SRサイタマノラッパー2』・監督)
樋口真嗣 (『平成ガメラシリーズ』・監督)
伊藤和典 (『劇場版機動警察パトレイバー』・脚本)
豪田トモ (『うまれる』・監督)
行定勲 (『今度は愛妻家』監督)
福本淳 (『今度は愛妻家』撮影)

11. 上映作品 来場者数

●宮崎キネマ館：7月2日(土)～8日(金)

タイトル	上映回数	入場者数
『幸せの始まりは』	4回	291名
『羅生門』	3回	194名
『キック・アス』	3回	183名
『ブロンド少女は過激に美しく』	3回	182名
『SR サイタマノラッパー2 女子ラッパー傷だらけのライム』	3回	186名
『お引越し』	3回	171名
『ハーブ&ドロシー』	3回	202名
『カティンの森』	3回	271名
『ヒーローショー』	3回	154名
『スプリング・フィーバー』	2回	150名
『天安門、恋人たち』	2回	156名
『スペース・カウボーイ』	3回	191名
合計		2331名

●オルブライトホール：7月9日(土)

タイトル	入場者数
『二十四の瞳』	207名
『うまれる』	364名
『今度は愛妻家』	361名
合計	932名

●関連イベント：7月2日、8日 140名

総入場者数：3403名

12. 総評

昨年度は口蹄疫災害、本年度も「東日本大震災」という状況の中で行われた宮崎映画祭ではあったが「それでも映画には希望がある」とテーマの下に、作品の説話的側面だけに希望を見出すのではなく、表現自体が希望そのものであるような、現況の閉塞感を打ち破るような15作品を揃えた。

宮崎映画祭の目的は以下の三つに集約される。①宮崎未公開作品の国内外優秀作品の上映を紹介すること。②日本語映画に日本語字幕、副音声をつけることで普段映画を見ない障がい者の方々への映画を開放すること。③旧作にゲストトークショーなどを付与することによる新たな魅力を創造すること。以上を通じて宮崎の映像文化の向上に貢献することが、当映画祭が地域に資するところである。

①の部分は今年もっとも充実したところで、上映15作品中10本が宮崎未公開であり、その中には全国公開から数年経って上映した『お引越し』、『天安門 恋人たち』や『カティンの森』などもある。特に、アンジェイ・ワイダ監督が自ら監督最終作品という『カティンの森』は、重い題材にもかかわらず、連日立ち見が出るほどの盛況を呈したことは特筆されてよいと考えている。

②について。今年『うまれる』について副音声、日本語字幕を付与し、その後のシンポジウムにも手話と要約筆記を取り入れ、例年以上の活況を示したといえる。ただ集客が最も多い最終日には、全作品に副音声と日本語字幕をつけてほしいとの意見もあり、来年に課題を残している。

③に関していえば、初日に現代日本映画の若手・入江悠監督と、セントラルアーツのプロデューサー・伊地智啓氏の登壇により、例年以上に魅力あるオープニングとなったと自負する。とりわけ宮崎では初めての上映であり、相米慎二監督の没後10年ということでもあり上映した『お引越し』に満員の観客を動員できたことは、この③の活動が軌道に乗っていることを示していると考えている。

昨年度の口蹄疫災害時の第16回宮崎映画祭の際には、県外へのアプローチが制限されたのを反省し、本年度は本助成により①県外への広報、②ゲストの招聘の強化をテーマにして行った。特に②に関しては大きな成果で、オープニングにゲスト招聘（入江悠監督）ができたこと、急遽映画塾を開催できたこと（樋口真嗣監督、脚本家・伊藤和典氏）などが挙げられる。また県外広報も意外な力を発揮し、当映画祭での『お引越し』の上映を知った鹿児島県在住の伊地智啓プロデューサーが急遽来宮されたことは、狙った効果ではないがその副産物であるといえる。県外広報については鹿児島のコミュニティシネマであるガーデンズシネマとの関係を密にできたことも本助成の産物であるといえる。

宮崎映画祭実行委員会

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-11

アゲインビル2F

TEL: 0985-60-3911

代表 白井 省司

収支決算書(支出)

2011/8/7

支 出		
項目・細目	金 額	備 考
謝金	353,500	
映写技師代	250,000	
興行組合協力費	0	
要約筆記・手話協力・副音声協力費	30,000	
当日アルバイト	21,000	
講演謝金(『うまれる』豪田監)	52,500	
旅費	299,340	
交通費	246,340	
実行委員交通費	1,700	
ゲスト交通費	206,640	
タクシー	38,000	
宿泊費	53,000	
使用料	1,870,890	
会場使用料 52,500 × 7日	367,500	
機械器具賃借料	112,140	
フィルム使用料 15本	1,391,250	
通信運搬費	107,870	
フィルム等	33,030	
郵便等	24,840	DM 300枚含む
電話・FAX	50,000	
設置資材等運搬	0	
印刷費	681,500	
チケット、ポスター、チラシ、パンフレット、	680,000	
資料作成代	1,500	
広告費	223,400	
広告費	113,400	
HP制作費	0	事務委託費に含まれている
広告協賛費	110,000	印刷費に含まれている
手数料	170,843	
チケット販売手数料	32,750	
販売手数料	99,982	
送金手数料	11,970	
会場設営費	26,141	
保険料	54,306	観客の事故、会員の事故
小 計	3,761,649	
補助対象外 その他	346,859	
接待交際費(ゲスト食費、おみやげなど)	135,457	
事務委託費 40,000 × 5ヶ月	200,000	宮崎文化本舗
雑費(年賀状、ロッカー使用料、ゴム印など)	3,122	
福利厚生費(オルブライトボランティアお礼)	8,280	
消耗品等	0	
合計	4,108,508	

収支決算書(収入)

2011/8/7

項目・細目	金額	備考
入場料収入	1,726,200	
一般前売り券 1,000 × 460	460,000	
前売りフリーチケット 3,000 × 329	987,000	
当日券 一般券 1,300 × 164	213,200	
当日券 シニア券 1,000 × 57	57,000	
当日券 子ども券 500 × 18	9,000	
	0	
	0	
会費	33,000	
一般会員	33,000	
広告協賛	415,000	
パンフレット広告	415,000	
補助	1,818,000	
宮崎市(宮崎映画祭開催支援補助金)	1,418,000	
芸術文化振興基金	400,000	
雑収入	116,308	
雑収入	0	
会員寄付等	6,361	
パンフレット、書籍等売り上げ	109,947	
合計	4,108,508	